

変更届①（会員の変更）について

変更届①は、管理薬剤師の変更を届け出る際に使用してください。

1. 地域薬剤師会の確認印について

変更届は、所属の地域薬剤師会代表者の記名押印を受けて提出してください。
地域薬剤師会代表者の確認のない届出は事務局で受理できません。

2. 会員区分について

- A 会員－管理薬剤師の方
- B 会員－管理薬剤師以外の薬剤師の方
- 賛助会員－薬剤師以外の方

3. 費用について

(1) 事務諸経費について

後任者が薬剤師で新規に入会する場合には、事務諸経費 2,200 円（税込）がかかります。（事務諸経費のみの場合は、振込が可能です。詳細は、「『会員証』及び事務諸経費について」をご覧ください。）

(2) 会費・入会金について

- a. 店舗において人数の増加がない場合は、前任者の会費と相殺になります。
- b. 開設者（法人代表者）の変更で、非薬剤師（賛助会員）の前任者から薬剤師（B会員）の後任者に変更する場合は、
→ B 会員会費（別紙「諸費用計算書」の早見表を参照）＋入会金 10,000 円が必要です。
- c. 開設者（法人代表者）と管理薬剤師を 1 人で務める店舗で、管理薬剤師を変更し、開設者（法人代表者）は変更しない場合は、
→ B 会員会費（別紙「諸費用計算書」の早見表を参照）が必要です。

	変更前		変更後
開設者 (法人代表者)	同一人物が兼務 (A会員 1 名)	＝ (同一人物)	薬剤師の開設者 (B会員)
管理薬剤師		→ (変更)	後任の 管理薬剤師 (A会員)

※ 変更後は、後任の管理薬剤師が A 会員となり、後任の開設者は B 会員となります。A 会費は前任者名で年会費を納入済の場合、増員となる B 会員 1 名分の会費（別紙「諸費用計算書」の早見表を参照）が必要となります。

このほか、変更によって人数の増加がある場合には、入会金や会費がかかることがありますので、事務局へお問い合わせください。

4. 書類の提出・費用の送金について

書類の提出は、事務局までご郵送ください。事務局窓口でもお受けいたします。
費用について、入会金、会費がある場合には現金書留でお送りください。

(事務諸経費のみの場合は、振込が可能です。詳細は、「『会員証』及び事務諸経費について」をご覧ください。)

(一社) 埼玉県薬剤師会事務局：〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 3-5-1
埼玉県県民健康センター4階
TEL 048-827-0060

5. 注意事項

○変更届①は、会員の変更（管理薬剤師の変更）いわゆる人の交代時にご利用ください。

○店舗の名称・所在地・電話・FAX・業態の変更、氏名の変更、自宅住所・電話・FAXの変更等の会員変更が伴わない変更は、変更届②をご利用ください。（変更届①では変更できませんのでご注意ください。）

○店舗の譲渡や会社の統合等による薬局・店舗開設者の変更は、管理薬剤師・薬局名が変わらない場合、新開設者による変更届②の手続きが必要になります。
なお、前述以外の法人・開設者の変更に関しましては、従前どおり保健所への届出に併せた手続きとさせていただきます。

○ほかの届出（入会申込書もしくは変更届①の後任者）がないときは、前任者は退会となります。
埼玉県薬剤師会を退会されますと、日本薬剤師会も退会になります。

○埼玉県薬剤師会を退会されますと、埼玉県薬剤師国民健康保険組合の組合員資格を喪失する場合がありますので、組合員の方は国保組合（TEL048-827-0081）に確認して内容を理解してから退会いただくようお願いいたします。

○変更手続きには、届出から2か月ほどかかりますので、予めご了承ください。

○前任者が退職等で記名押印ができない場合は、前任者氏名を代筆し、備考欄に代筆者が署名押印してください。代筆者は原則、開設者が行ってください。

○管理薬剤師の雑誌発送先は、原則勤務先となります。

○開設者（法人代表者）は、店舗ごとに登録されていますので、変更した場合は、店舗ごとに変更届②の提出が必要になります。

○保健所や厚生局への届出とは別に県薬へ手続きが必要となります。自動的に変更されません。

○届出内容は、保健所のものと同一にしてください。

○管理薬剤師は、複数店舗に登録することができません。変更手続きを怠ると、前任者が他店舗の管理薬剤師として登録する場合に支障をきたしますので、変更が生じた場合には、速やかにお手続きください。

会員証及び事務諸経費について

1. 会員の変更等に係る事務諸経費について

次の場合のお手続に際し事務諸経費 2,200 円（税込）が必要となります。

- ①会員の変更時で、薬剤師の後任者が新規に入会する場合
- ②会員の氏名（姓名）が変更となる場合
- ③紛失・破損により再発行をする場合

2. 会員証の返還について

上記 1－①の場合は前任者（会員変更に伴い退会する方）の会員証を、1－②の場合は旧氏名の会員証を必ずご返還ください。紛失、本人から回収不能等により返還できない場合は紛失届を添付して提出してください。

<事務諸経費の納入方法>

①銀行振込で納入する

下記の口座にお振り込みいただき、届出用紙に振込伝票（キャッシュサービスの利用明細等、納入日、金額、振込人名義が分かるもの）の写しを添付してご提出ください。

振込先口座 埼玉りそな銀行 浦和中央支店
普通口座 No. 3 8 1 9 6 9 3
一般社団法人埼玉県薬剤師会 会長 斉藤祐次
シヤ)サイマケンヤクザイカイ カイヨウ サイトウユウジ

この口座は、事務諸経費の納入専用口座です。

他の費用・入会金・会費等の納入にはご利用いただけませんのでご注意ください。

振込にかかる費用は、会員各位でご負担をお願いいたします。

②現金書留で郵送する

届出用紙と事務諸経費を同封して下記送付先までお送りください。

送付先：〒330-0062

埼玉県さいたま市浦和区仲町 3－5－1

埼玉県県民健康センター 4階

一般社団法人 埼玉県薬剤師会 事務局

郵送にかかる費用は、会員各位でご負担をお願いいたします。

一般社団法人 埼玉県薬剤師会

埼玉県さいたま市浦和区仲町 3－5－1

埼玉県県民健康センター 4階

TEL 048-827-0060

FAX 048-827-0063